

勝手に死んではいけない死刑囚

誰が執行を決めているのか？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

3月14～15日にオウム真理教事件関係の死刑確定囚13人のうち7名が東京拘置所から他の処刑場のある施設に移送されました。

マスコミは13名の死刑執行が近いのではないかと盛んに報道しています。共犯の死刑囚は同時に処刑されることが慣例ですが、東京拘置所だけではとても全員の執行はできません。刑務官の負担を考えれば、東京拘置所で1日に執行できるのはせいぜい2～3人だろうと言われていました。

これまで、同じ事件で3人以上の死刑確定囚がいる場合には分散して収容されてきました。もっとも、移送されたからといって、すぐに執行されるわけではありません。

今回の移送によって、いつでも執行できるように準備が進んだ、ということです。

それにしても、13名もの同時執行となれば大変なことです。

☆☆☆

実際の死刑執行の順番はどんなことで決められているのでしょうか？ 法務大臣はどんなタイミングで死刑の執行を命令するのでしょうか？ それが極秘にされているのです。

次は自分の番だ、と思った死刑囚が不安を募らせ、自殺してしまうことを、法務省・拘置所は一番警戒していると言われます。自殺されては死刑が執行できなくなるからです。

☆☆☆

「死刑確定者の処遇に当たっては、その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとする」……これが法律に定められている「死刑確定者の処遇の原則」です。

「心情の安定を得られるように」とは言い換えれば「自殺されないように」ということに他なりません。

拘置所には「自殺防止房」と呼ばれる部屋があり、そこでは天井に備え付けたカメラが死刑囚の動向を24時間監視しています。自殺のおそれがないか見張っているのです。

雑誌や書籍で、死刑執行のようすが詳しく描かれた部分は、死刑囚の心情を不安定にさせるおそれがあるからとスミヌリされます。そのチェックのために、差し入れされるすべての文書が検閲されています。

死刑囚と宗教者との面会が積極的に奨励されているのも死刑囚の「心情の安定」を得させるためです。

そのような処遇も、結局、死刑をつつがなく執行するためのものでしかありません。

☆☆☆

そして、法務大臣の決断なのか、法務官僚の計算順なのか、あるいは官邸の意向を誰かが「忖度」したのかも、全く不明のまま、死刑は執行直前に本人に告げられ、執行後に発表されています。死刑制度自体の是非を別にしても考えてみたいことです。